

東村山市情報公開制度等 運用状況 (令和元年7月～令和元年12月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年 7月 1日

総務課 情報公関係

作成日 令和 2年 2月12日

1 情報公開請求件数（令和元年7月1日～令和元年12月31日）

請求（申出）件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 （年間実人数 の累計）	請求数 （請求・申出数）	義務的請求 （注1）	任意的申出 （注2）	請求件数 （所管課別）	全部公開	部分公開	非公開 （注3）	文書 不存在	存否応答 拒否	却下 （注4）	検討中 （注5）	その他
7月	12	1		1	2	1	1						
8月	14	5	4	1	8	1	7						
9月	17	8	5	3	8	3	5						
10月	23	8	5	3	9	4	5						
11月	25	7	6	1	7	2	5						
12月	30	9	4	5	16	5	10			1			
合計	—	38	24	14	50	16	33			1			
比率(%)	—	100.0%	63.2%	36.8%	100.0%	32.0%	66.0%			2.0%			

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

（注1） 義務的請求とは、条例施行日（平成11年7月1日）以後に作成又は取得した公文書に対する公開請求である。

（注2） 任意的申出とは、条例施行日（平成11年7月1日）より前に作成又は取得した公文書に対する公開申出及び
条例第5条に定める義務的請求が可能者以外からの公開申出である。

（注3） 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

（注4） 請求の要件を満たしていないため却下としたもの。

（注5） 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

2 情報公開請求の所管別内訳（令和元年7月1日～令和元年12月31日）

実施機関	所管名	件数	比率(%)	実施機関	所管名	件数	比率(%)			
議会	議会事務局			市長	子ども家庭部	子ども政策課				
市長	会計課					子育て支援課				
	経営政策部	秘書広報課					子ども育成課			
		企画政策課					児童課	3	6.0%	
		行政経営課	1			2.0%	子ども家庭支援センター	2	4.0%	
		資産マネジメント課	2			4.0%	資源循環部	廃棄物総務課	1	2.0%
		財政課				ごみ減量推進課				
		情報政策課	1		2.0%	施設課				
	地域創生部	産業振興課				まちづくり部	都市計画課			
		シティセールス課					まちづくり推進課	3	6.0%	
		東京2020オリンピック・パラリンピック推進課長					市街地整備課			
		市民スポーツ課	7		14.0%		用地課			
	総務部	総務課					みどり公園課	1	2.0%	
		人事課	2		4.0%		道路河川課	4	8.0%	
		営繕課					下水道課	1	2.0%	
		契約課				教育委員会	教育部	教育総務課		
		法務課						学務課	4	8.0%
		行政不服審査制度担当主幹						指導室	2	4.0%
	市民部	市民課	1		2.0%			(学校)	小学校	
		市民協働課	1		2.0%			中学校		
		市民相談・交流課						社会教育課	1	2.0%
		課税課			図書館					
収納課				公民館						
環境安全部	地域安全課			ふるさと歴史館						
	環境・住宅課	1	2.0%	子ども・教育支援課	1			2.0%		
	防災安全課			選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
	公共交通課			農業委員会	農業委員会事務局					
健康福祉部	地域福祉推進課			監査委員	監査委員事務局					
	生活福祉課	5	10.0%	固定資産評価審査委員会						
	介護保険課	1	2.0%							
	障害支援課									
	健康増進課	4	8.0%							
	保険年金課	1	2.0%							
				合 計		50	100%			

※比率の合計欄は小数点以下を四捨五入

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
18	R1.7.17	1、H27.4.1～H28.9.30の間における、東村山市健康福祉部生活福祉課職員●●氏の出勤状況が記載された書面 2、H27.4.1～H28.9.30の間における、東村山市健康福祉部生活福祉課職員への研修の実施状況が記載された書面	R1.7.26	部分公開	ア、出勤簿(H27.4～H28.9) イ、福祉事務所地区担当員(新任)研修カリキュラム(H27年度第1回) ウ、福祉事務所地区担当員(新任)研修【後期】カリキュラム	アについて 「休暇を取得した理由のうち、職員の私事に関する箇所」は、公務遂行に関する情報以外の職員の個人に関する情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「福祉事務所地区担当員(新任)研修の参加者名簿」は、保存年限3年が過ぎ廃棄済みのため文書不存在	生活福祉課	※任意的申出 請求内容の2については、生活福祉課全職員分ではなく、請求内容1にある職員が参加した研修の、名称・日時・参加者が分かる文書のみで良いとのお話を請求者よりいただく。
			R1.7.30	公開	ア、公務員倫理研修(H27年度)、政策形成研修(H28年度)、人権啓発研修(H28年度)に係る開催通知、出席簿 イ、現任フォローアップ研修(H27年度)に係る開催通知、研修実施結果報告書		人事課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
19	R1.8.6	<p>1、東村山市健康福祉部生活福祉課職員●●氏が、H28.1.4～8職務専念義務を免除された理由が記載された文書</p> <p>2、上記1の理由が研修である場合、同研修について作成された文書一切</p> <p>3、H27年度福祉事務所地区担当員(新任)研修カリキュラム【第1回】のうち、「被保護者とのかわりとケース記録のあり方-生活保護援助とケース記録のポイント-」(5.12実施)及び「ミニ研修『廃止』」(5.13実施)の研修資料</p> <p>4、委任者が東村山市健康福祉部生活福祉課に「収入・無収入申告書」(H27.6.1付及び8.8付)を郵送した際に用いられていた封筒</p>	R1.8.9	部分公開	福祉事務所地区担当職員(新任)研修講義「ミニ研修『廃止』」配付資料(H27年度)	<p>「福祉事務所地区担当職員(新任)研修(H27年度)講義「被保護者とのかわりとケース記録のあり方-生活保護援助とケース記録のポイント-」の配付資料は、保存年限3年が経過し、廃棄済みであり、個人で所有している職員もいないため文書不存在</p> <p>「委任者が東村山市健康福祉部生活福祉課に「収入・無収入申告書」(H27.6.1付及び8.8付)を郵送した際に用いられていた封筒」は、封入された書類を収受し確認した後の封筒は廃棄し、保管していないため文書不存在</p>	生活福祉課	委任状による任意代理人からの請求
			R1.8.16	公開	休暇・職務免除等の届出承認願(H27.12.7付生活福祉課職員のもの)		人事課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
20	R1.8.19	1、生活保護受給者金銭管理支援業務委託報告書とその関連書類(H31.2～最新月) 2、運動公園のSL貸与の契約書と、今回の解体撤去工事の契約書類	R1.9.2	部分公開	生活保護受給者金銭管理支援業務委託報告書(H30年度2月～3月分・H31年度4月分・R1年度5月～7月分)	「対象者の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、担当支援員氏名、住所、電話番号」は、特定の個人を識別できる情報のため条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「法人代表者の印影」は、法人の内部管理情報であり、公開すると印影の不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	生活福祉課	
			R1.9.2	部分公開	ア、「車両貸借契約書」(S51.10.11付) イ、「契約継続通知書」(S62.2.26付東京西総文第156号) ウ、「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事工事請負契約書」	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
21	R1.8.22	1、JR東日本テクノロジー株式会社による「運動公園D51684号の状態調査」の結果が分かるもの。 2、「運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事」の契約内容が分かるもの。	R1.9.5	部分公開	ア、R1年度起案書No.89「運動公園内D51形蒸気機関車の方針決定」 イ、「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事」工事請負契約書	イの文書について「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	
			R1.9.17	公開	東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事の執行伺(工事設計書が附属したもの)			R1.9.5の決定内容が請求者の希望を満たすものではなかった。そのため当該決定内容を公開したR1.9.6に請求者と話し合い、決定期限を9.6から14日以内とし、追加請求という形で対応することとした。 尚、件数は「部分公開1件」で計上する。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
22	R1.8.22	東村山市職員●●氏のH31.1～R1.8の出勤簿	R1.8.30	部分公開	出勤簿(H31.1～3)	「出勤をしていない理由のうち、職員の私事に関する箇所」は、公務遂行に関する情報以外の職員の個人に関する情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	※任意的申出
			R1.9.2	部分公開	出勤簿(H31.4～R1.8)	「出勤をしていない理由のうち、職員の私事に関する箇所」は、公務遂行に関する情報以外の職員の個人に関する情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	廃棄物総務課	
23	R1.8.30	H30年度に実施した横断歩道橋点検業務委託の結果がわかるもの	R1.9.6	部分公開	橋梁定期点検業務委託及び横断歩道橋点検業務委託報告書(H30年度)(横断歩道橋点検結果部分)	「点検員の氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	道路河川課	請求者の希望により、報告書のうち、横断歩道橋点検結果部分のみの公開とした。
24	R1.9.2	運動公園のD51蒸気機関車解体・撤去工事の詳しい日程、作業内容がわかる資料	R1.9.17	部分公開	工事着手届	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
25	R1.9.4	福祉事務所地区担当員(新任)研修(H28年度)に係る以下の文書 1、研修カリキュラム 2、研修資料	R1.9.17	公開	福祉事務所地区担当員(新任)研修資料(H28年度)		生活福祉課	※任意的申出
26	R1.9.6	多摩湖町ふれあいセンターの空調改修工事・屋上防水修繕工事、それぞれの工事代金の内訳が分かる資料(設計書及び契約書)(H30年度分)	R1.9.19	部分公開	以下の工事請負契約に係る工事設計書、工事請負契約書 ア、多摩湖ふれあいセンター空調設備改修工事(H30年度) イ、多摩湖ふれあいセンター屋上防水改修工事(H30年度)	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民協働課	
27	R1.9.12	確保条例に基づき作成された工場及び指定作業所の一覧リスト	R1.9.26	公開	東村山市内における「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく工場及び指定作業場一覧(事業場名、事業場所在地、業種、廃止、廃止年月日)		環境・住宅課	※任意的申出
28	R1.9.12	下水道法に基づく届出のある特定施設一覧リスト	R1.9.26	公開	事業場一覧		下水道課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
29	R1.9.17	野火止第2児童クラブの指定管理に係る契約内容が分かる資料	R1.10.1	部分公開	1、東村山市立児童館第2野火止分室の管理に関する基本協定書(H30年度～34年度) 2、東村山市立児童館第2野火止分室の管理に関する年度協定書(H30年度)	「契約相手方である法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	児童課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
30	R1.9.17	本庁舎1階窓口、電話交換業務等、事業者募集プロポーザルに関する書類一切(窓口業務等を一括にするという発想に至った段階のものから全て)	R1.10.29	部分公開	ア、令和元年度 No.15 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施」 イ、令和元年度 No.34 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(第1回)の開催」 ウ、令和元年度 No.40 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の公告」 エ、令和元年度 No.43 報告・復命書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(第1回)」 オ、令和元年度 No.44 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準票の公告」 カ、令和元年度 No.48 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル質疑応答一覧の公表」 キ、令和元年度 No.57 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者の指名」	キ、クの文書について「辞退した法人を特定できる情報」 キの文書について「法人代表者の印影、納付すべき税額、納付済額」 ↑ 法人の内部管理情報であり、公開すると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 キの文書について「担当者名、担当者のE-mail」は、個人に関する情報であり特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	行政経営課	非公開情報の検討を行うに当たり、第三者照会を行う時間を要するため、R1.10.31まで決定期間を延長 R1.10.29左欄の通り部分公開と決定

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
					ク、令和元年度 No.9 收受「辞退届」 ケ、令和元年度 No.65 起案書「本庁 舎1階窓口・電話交換等業務委 託に係る公募型プロポーザル審 査委員会(第2回)の開催」 コ、令和元年度 No.71 起案書「本庁 舎1階窓口・電話交換等業務委 託に係る公募型プロポーザルの 第2次審査実施の通知」 サ、令和元年度 No.73 報告・復命書 「本庁舎1階窓口・電話交換等業 務委託に係る公募型プロポーザル 審査委員会(第2回)」	コ、ス、セの文書について 「受託候補者及び次順位 以外の提案事業者の法 人名および法人代表者 名」は、公開すると3位以 下の事業者の点数及び 順位が特定され、事業者 間の優劣について予断を 与え、当該事業者の競争 上の地位その他正当な利 益を害するおそれがある ため、条例第6条第3号法 人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					シ、令和元年度 No.74起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(第3回)の開催」 ス、令和元年度 No.76 報告・復命書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(第3回)」 セ、令和元年度 No.77 起案書「本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託に係る公募型プロポーザル審査結果の通知および市ホームページでの公表」	ス、セの文書について「提案事業者の審査項目ごとの点数の内訳」は、詳細な点数を公開すると、事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなり、今後同様の委託事業の選定が行われた際に同業他法人が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 スの文書について「提案事業者の事業ノウハウに該当する部分」は、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
31	R1.9.24	SL(D51684)の解体工事の施工計画書(特にアスベストについて)、契約書、領収書	R1.10.8	部分公開	ア、施行計画書(総合施行計画書) イ、施行計画書(アスベスト除去工事) ウ、「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事」工事請負契約書	ア、イ、ウの文書について「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ア、イの文書について「受託者及び協力会社の従業者の氏名、生年月日、住所、本籍、印影、顔写真、修了証番号、登録番号、個人の電話番号(現場責任者の氏名、選任された石綿作業主任者の氏名、生年月日を除く)」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「領収書」は、契約金の支払いは工事完了後であり、請求日現在、領収書が発行されていないため、文書不存在	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
32	R1.10.3	財産表並びに事務報告書(H30年度)の健康福祉部介護保険課作成ページに係る以下の文書 1、「2.要介護申請認定関係」のうち、「新規申請件数1,982件」の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 2、「2.要介護申請認定関係」のうち、「要支援者の要介護新規申請者287件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 3、「2.要介護申請認定関係」のうち、「区分変更申請781件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 4、「2.要介護申請認定関係」のうち、「更新申請4,456件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」「更新後有効期間」)	R1.11.5	公開	財産表並びに事務報告書(H30年度)の健康福祉部介護保険課作成ページに係る以下の文書 ア、「2.要介護申請認定関係」のうち、「新規申請件数1,982件」の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) イ、「2.要介護申請認定関係」のうち、「要支援者の要介護新規申請者287件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) ウ、「2.要介護申請認定関係」のうち、「区分変更申請781件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) エ、「2.要介護申請認定関係」のうち、「更新申請4,456件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」「更新後有効期間」)		介護保険課	※請求に係る情報のとりまとめに時間を要し、諾否の決定を14日以内に完了することが困難であるため、R1.11.7まで決定期間を延長。 R1.11.5左欄の通り公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
		5、第1号被保険者(要介護(支援)認定を受けていないものも含む)、第2号被保険者の死亡者数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 6、介護保険被保険者の転入・転出した人数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 7、要介護(支援)認定者のうち、3ヶ月以上継続して介護(予防)サービスを使用していない者の人数及びその介護度別の内訳(年度末現在) 8、「5.基本チェックリストによる事業対象者数」の「対象者数474人」の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別) 9、介護保険被保険者の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別・1号被保険者数並びに2号被保険者数)			オ、第1号被保険者(要介護(支援)認定を受けていないものも含む)、第2号被保険者の死亡者数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) カ、介護保険被保険者の転入・転出した人数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) キ、要介護(支援)認定者のうち、3ヶ月以上継続して介護(予防)サービスを使用していない者の人数及びその介護度別の内訳(年度末現在) ク、「5.基本チェックリストによる事業対象者数」の「対象者数474人」の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別) ケ、介護保険被保険者の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別・1号被保険者数並びに2号被保険者数)			

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
33	R1.10.8	東村山市包括管理委託に係る公募型プロポーザルの優先交渉権者及び次順位の提案内容	R1.10.16	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルにおいて提出された受託者である大和リース㈱の企画提案書	<p>「法人の事業ノウハウに該当する記載部分」は、包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p>	資産マネジメント課	※任意の申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						「次順位の企画提案書」は、当該事業者の未発表著作物であり、その公表権は著作者が保有する。企画提案書の内容は事業者の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると当該事業者の競争上または事業運営上の利益が損なわれるおそれがある。また、今後受託業務を行う者ではないから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
34	R1.10.15	1、H30、R1年度に契約した、道路賠償責任保険の保険期間・補償額・補償内容・保険料が記載された証券・明細書の写し。 2、H25～H30年の過去6年間の年度ごとの事故件数・支払保険金額の実績がわかる文書の写し	R1.10.25	公開	ア、道路賠償責任保険被保険者証(H30年度、R1年度分) イ、道路賠償責任保険加入申込書(H30年度、R1年度分)		道路河川課	※任意的申出 「請求公文書の名称又は内容」の2については、情報コーナーにて配架しているもので確認できることから、条例第21条第2項より適用除外とし、情報コーナーにて配架しているものより該当情報を抽出した写しを情報提供した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
35	R1.10.16	1、包括施設管理業務に係る完了報告書、検査調書、支払調書(2019年度分) 2、窓口業務一括委託に係る契約書一式	R1.11.15	部分公開	東村山市包括施設管理委託に係る検査調書及び支払調書(上半期分)及び完了報告書(7月分)	「個人氏名(一般に公開されている建築士等の氏名を除く)、個人の印影、所有者の特定が可能な車のナンバー、個人が特定できる顔写真、資格者番号」は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「法人の代表者印影、振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、一般に公にしていな法人の電話番号」は、法人の内部管理情報であり、公開すると事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	資産マネジメント課	※資産マネジメント課のみ、該当文書が2,000枚を超える見込みであり、情報公開の準備事務に相当の時間を要するため、R1.11.15まで決定期間を延長 R1.11.15左欄の通り部分公開と決定
			R1.10.25	部分公開	本庁舎1階窓口・電話交換等業務委託契約書	「契約の相手方である法人の代表者印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
36	R1.10.17	市立児童館南台分室トイレ改修工事契約の設計金額の内訳がわかる文書	R1.10.28	公開	市立児童館南台分室トイレ改修工事の工事設計書		児童課	
37	R1.10.21	H29～31年度の3年間における「住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う旧氏記載に係るシステム改修経費」が分かる文書	R1.10.31	部分公開	ア、H29一般会計支出命令書「H29年度マイナンバーカード等旧姓併記対応作業委託」 イ、H30一般会計支出命令書「H30年度マイナンバーカード等旧姓併記対応作業委託」	ア、イの文書について「取引先金融機関口座情報」は、法人の内部管理情報であり、公にすると事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「H31年度分の住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う旧氏記載に係るシステム改修経費が分かる文書」は、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う旧姓併記対応に係るシステム改修が、H29、H30年度で完了しており、H31年度(R1年度)において当該改修経費は発生していないため文書不存在	情報政策課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
38	R1.10.25	フレイル測定会、会食サロンの測定内容・参加人数・医師、歯科医師の指導内容がわかるもの	R1.11.8	部分公開	ア、9月13日(金)フレイルチェック測定内容 イ、フレイルチェック(簡易チェック) ウ、フレイルチェック(深掘りチェック) エ、令和元年度 フレイルチェック参加人数 オ、令和元年度 会食サロン参加者出席状況 カ、令和元年度 会食サロン実施予定(案)	アの文書について「担当者名」 オの文書について「ID、氏名、カナ」 ↑ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	健康増進課	
39	R1.10.29	東村山市夏期集中研修のうち、「人権教育について」の研修内容と参加人数の分かるもの(過去5年分)	R1.11.1	公開	ア、夏季集中研修・教育課程研修 A-2(H27年度)の次第及び資料 イ、夏季集中研修・教育課程研修 A-3(H28年度)の次第及び資料 ウ、夏季集中研修・教育課程研修 A-3(H29年度)の次第及び資料 エ、夏季集中研修・教育課程研修 A-2(H30年度)の次第及び資料 オ、夏季集中研修・教育課程研修 A-3(R1年度)の次第 カ、人権研修出席者		指導室	公開した文書のうちオについて、研修資料がH30年度と同様の内容だったため、請求者了承のもと公開文書に含めないこととした。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
40	R1.11.5	D51型蒸気機関車解体工事について、市へ提出された「コリンズ」の登録内容確認に係る書類一切	R1.11.15	部分公開	ア、R1年度 No.150起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ受注登録内容確認(回答)」 イ、R1年度 No.151報告・復命書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ受注登録完了」 ウ、R1年度 No.247起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ竣工登録内容確認(回答)」 エ、R1年度 No.248報告・復命書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ竣工登録完了」	ア、イ、ウ、エの文書について 「企業ID、所属企業ID、技術者ID」 イ、エの文書について 「法人代表者の印影」 ↑ 法人の内部管理情報であり、公にすると、印影の偽造等当該法人の事業運営に支障があるおそれがあることから、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 ア、イ、ウ、エの文書について 「生年月日」は、個人に関する情報であり、公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						イ、エの文書について「市職員の個人メールアドレス」は、当該メールアドレスを公にすると、職員個人に対する嫌がらせや不当な干渉等、或いは不特定多数からの業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される事態が想定され、当該職員の事務事業に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開		
41	R1.11.5	1、社会資本整備総合交付金事業に係る財政処分承認申請書(H29年度分)(目的外使用に関する部分) 2、社会資本整備総合交付金財産処分承認書(H29年度分)	R1.11.12	公開	ア、社会資本整備総合交付金事業に係る財産処分承認申請書(H29年度)(目的外使用に関する部分) イ、社会資本整備総合交付金財産処分承認書(H29年度)		まちづくり推進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
42	R1.11.6	憩いの家運営業務委託(H25～29年度)における以下の文書 1、予算設計書 2、予算設計にあたっての具体的な検討内容及び結果が記録された書類 3、見積依頼書 4、入札予定価格の設定に当たっての具体的な検討内容及び結果が記録された書類 5、落札者決定通知書	R1.11.20	部分公開	憩いの家運営業務委託(H25～H29年度)に係る以下の書類 ア、歳出予算要求書(H25年度～H28年度) イ、当初歳出予算要求書(H29年度) ウ、予算設計資料としての見積書(H25年度～H29年度) エ、予定価格の設計書(H25年度～H29年度) オ、予定価格の決定について(H25年度～H28年度) カ、予定価格調書(H29年度)	ウの文書について「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「見積依頼書」は、文書での見積依頼はせず、口頭による依頼をしているため文書不存在 「落札者決定通知書」は、相手方に送付しているものであり、市で控えを残していないため文書不存在	健康増進課	イ及びカの文書は、財務システムの改修により名称が異なるだけであり、その内容はそれぞれア及びオと同様である。
43	R1.11.12	腸内細菌検査とノロウイルス検査の全参加業者の見積単価(H29年度～R1年度)	R1.11.21	公開	学校給食従事職員の腸内細菌検査業務委託及び学校給食従事職員のノロウイルス検査業務委託の開札記録票(H29年度～R1年度)		学務課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
44	R1.11.15	運動公園SL撤去工事について委託契約書以降の全ての書類	R1.11.29	部分公開	ア、工事着手届 イ、施工計画書(総合施工計画書) ウ、施行計画書(アスベスト除去) エ、工事記録写真撮影計画申請書 オ、承諾願(下請け業者・製作者名簿) カ、施工体制台帳及び施工体系図 キ、施工体制台帳及び施工体系図(その2) ク、施工体制台帳及び施工体系図(その3) ケ、協議書① コ、指示書① サ、承諾願(再生資源利用計画書) シ、検査・試験結果報告書 ス、工事完了届 セ、検査結果報告書 ソ、工事検査済通知書 タ、成果報告書 チ、令和元年度No.150起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ受注登録内容確認(回答)」 ツ、令和元年度No.151報告・復命書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ受注登録完了」	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、タ、ツ、ト、ヌ、ネの文書について 「法人の代表者印影」 カ、キ、ク、サの文書について 「請負金額」 チ、ツ、テ、トの文書について 「企業ID、所属企業ID、技術者ID」 ネの文書について 「振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号」 ↑ 法人の内部管理情報であり、公にすると、当該法人の事業運営上、競争上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 アの文書について 「生年月日、最終学歴、職歴、講習・資格の修了番号、住所」	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					テ、令和元年度No.247起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ竣工登録内容確認(回答)」 ト、令和元年度No.248報告・復命書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事コリンズ竣工登録完了」 ナ、令和元年度No.162起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事に伴う周知」 ニ、令和元年度No.203起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事の中断」 ヌ、令和元年度No.212起案書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事の再開」 ネ、支出命令書「東村山市運動公園D51形蒸気機関車解体・撤去工事」	イの文書について「個人の電話番号」 ウの文書について「受託者及び協力会社の従業者の氏名、生年月日、住所、本籍、印影、顔写真、講習・資格の修了証番号と登録番号、個人の電話番号(現場責任者の氏名、選任された石綿作業主任者の氏名を除く)」 オの文書について「担当者名」 カ、キ、クの文書について「従業者の氏名(公にされている者の氏名を除く)、記号、生年月日、住所、臓器提供に関する意思、医師等への自身の治療に係る意思が分かる箇所、資格証番号、顔写真、本籍、生年月日」 コ、セ、タの文書について「個人の印影」 サの文書について「調査票記入者氏名」		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>タの文書について 「従業者氏名、講習・資格 の登録番号」 チ、ツ、テ、トの文書につ いて 「生年月日」 ↑ 個人に関する情報であつ て、特定の個人を識別で きる情報を含むものため、条例第6条第2号個人 情報に該当し非公開</p> <p>ツ、トの文書について 「職員の個人メールアドレス」は、公にすると、職員 個人に対する嫌がらせや 不当な干渉等、或いは不 特定多数からの業務目的 以外のメールが大量又は 無差別に送信される事態 が想定され、当該職員の 事務事業に支障が及ぶ おそれがあるため、条例 第6条第6号行政運営情 報エに該当し非公開</p>		

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
45	R1.11.15	H29.12の東村山消防署による憩い の家への立入調査(検査)に関する 全ての書類(市長あて通知及びその 後の流れが分かるもの全て)	R1.11.29	部分公開	ア、立入検査結果通知書 イ、改修(計画)報告書 ウ、H29年度起案書No.1999「廻田憩 いの家防火管理者選任届出書、 消防計画作成届出書及び消防計 画(届出)」	アの文書について 「憩いの家運営委託受託 者の従業員氏名」 ウの文書について 「防火管理者の生年月 日、自宅住所」 ↑ 個人に関する情報であっ て、特定の個人を識別で きる情報を含むものであ るため、条例第6条第2号 個人情報に該当し非公開	健康増進 課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
46	R1.11.21	1、生活保護受給者等医療扶助適正実施推進事業の事業をやる ということの決定から契約に至るまでの書類 2、開始年度から現在までの予算計上から報告、支払までの全ての書類	R1.12.5	部分公開	ア、H30年度No.893起案書「東村山市生活保護受給者等医療扶助適正実施推進事業実施要領の策定」 東村山市生活保護受給者等医療扶助適正実施推進事業委託契約(H30年度及びH31年度)に係る以下の書類 イ、執行伺 ウ、見積経過調書 エ、委託契約書 オ、情報セキュリティに関する合意書 カ、取得個人情報取扱責任者の届出キ、変更通知書 予算計上(H30年度及びH31年度)に係る以下の書類 ク、当初歳出予算要求書 ケ、予算要求に関する資料 コ、見積書 サ、東村山市生活保護受給者等医療扶助適正実施推進事業委託報告書(H30.4月～R1.10月分) シ、支出命令書(H30.4月～R1.9月分)	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など競争上又は事業運営上の地位を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 イの文書について 「今回執行伺額、執行伺額(税抜)、消費税額、執行伺額(税込)、更新後執行可能額、設計金額」 ウの文書について 「予定価格、入札書比較金額」 ↑ 将来の同種事業において予定価格が推測され、落札価格が高止まり、公正若しくは円滑な契約執行に支障が生じるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 カの文書について 「メールアドレス」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報を含むもののため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	生活福祉課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>この文書について「事業者が特定できる箇所」は、予算要求時の参考見積書は、事業者が依頼主以外に公にしているものでなく、公開すると当該事業者がいくらでこの業務を請け負うのかという営業戦略が明らかになり、これを同業他社や顧客に知られると今後の営業活動において競争上不利になるなど事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。ただし、事業者の利益は「事業者を特定できる箇所」のみを非公開として見積書を公開することで保護することができる。</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						シの文書について 「支払先口座の銀行名、支店名、口座種類、口座番号」は、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「R2年度の予算計上に係る書類」は、条例第6条第5号意思形成過程情報に該当し非公開		
47	R1.12.3	民間損保契約10万円以上(H30年度)の証券の写し及び明細	R1.12.13	公開	道路賠償責任保険被保険者証 証券番号3440061426		道路河川課	※任意的申出
			R1.12.13	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y119389331 イ、ボランティア活動保険証券 証券番号 Y119389300 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 Y119959228	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	みどり公園課	本来、情報公開請求は公開対象文書を保有する各課で受付、起案を行う。しかし、本件については対象となる課が多いため、総務課情報公開係で公開対象文書を取りまとめ起案した。 尚、公開請求件数は1所管1件でカウントしている。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R1.12.13	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 F178490516 イ、傷害保険証券 証券番号 F178411376	ア、イの文書について 「法人代表者の印影」は 公開すると印影の偽造、 不正使用等法人の事業 運営上の利益を損なうお それがあるため、条例第6 条第3号法人情報に該当 し非公開 イの文書について 「募集人」は、公開すると 特定の個人を識別できる 情報のため、条例第6条 第2号個人情報に該当し 非公開。	子ども家 庭支援セ ンター	
			R1.12.13	部分公開	ア、賠償責任保険証券 証券番号 Y118678214 イ、賠償責任保険証券 証券番号 Y118835817	「法人代表者の印影」は 公開すると印影の偽造、 不正使用等法人の事業 運営上の利益を損なうお それがあるため、条例第6 条第3号法人情報に該当 し非公開	児童課	
			R1.12.13	公開	ア、普通傷害保険証券 証券番号 3562316557 イ、普通傷害保険証券 証券番号 3562316549 ウ、賠償責任保険証券 証券番号 3439283261		社会教育 課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
			R1.12.13	公開	「全国市長会学校災害賠償補償保険」 加入依頼書		学務課	
			R1.12.13	部分公開	傷害保険証券 証券番号3562316573	「法人代表者の印影」は 公開すると印影の偽造、 不正使用等法人の事業 運営上の利益を損なうお それがあるため、条例第6 条第3号法人情報に該当 し非公開	子ども・教 育支援課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
48	R1.12.4	1、R2年度に向けたALT事業選定における契約事業者の企画提案書 2、事業者選定にあたり契約事業者が提出した資料	R1.12.25	部分公開	ア、R2年度東村山市外国語指導補助業務委託 企画提案書(株)ポーターリンク イ、送付状(R1.10.17付) ウ、参加申込書(R1.10.17付) エ、誓約書(R1.10.17付)	アの文書について「法人の事業運営上のノウハウに該当する箇所」は、公開すると当該法人の事業運営上又は競争上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 アの文書について「個人の顔が特定できる写真」 ア、イの文書について「従業員の氏名」 イ、ウの文書について「従業員の個人のメールアドレス」 ↑ 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報を含むもののため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	指導室	※任意的申出 ※公開対象業者の企画提案書について、当該業者へ公開について照会をする必要があるため、R1.12.25まで決定期間を延長。 R1.12.25左欄の通り部分公開と決定した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>ア、ウ、エの文書について「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開</p> <p>イの文書について「従業員の個人の携帯電話番号」は、個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開</p>		
49	R1.12.5	1、D51旧国鉄から貸与を受けた書類 2、D51JR東日本より東村山市に譲渡を受けた書類	R1.12.18	部分公開	<p>ア、「車両貸借契約書」(S51.10.11付)</p> <p>イ、「契約継続通知書」(S62.2.26付東京西総文第156号)</p> <p>ウ、R1年度No.130報告・復命書「蒸気機関車(D51684号)の車両貸借契約の解除及び無償譲渡についての回答書受領」</p> <p>エ、R1年度No.131起案書「蒸気機関車(D51684号)の受領証」</p>	「法人の代表者印影」は、法人の内部管理情報であり、公開すると印影の偽造、不正使用など事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	市民スポーツ課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
50	R1.12.11	海外療養費支給申請書点検業務(R1年度)に係る以下のもの 1、入札及び見積合わせ参加業者及び各業者の応札金額 2、契約書及び契約金額 3、仕様書	R1.12.17	部分公開	国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託(R1年度)における以下の文書 ア、開札記録票 イ、委託単価契約書	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	保険年金課	※任意的申出
51	R1.12.13	●●と東村山市子ども家庭支援センターとの関わりがわかる資料	R1.12.19	存否応答拒否		特定個人が市との関わりがあったか否かの事実は、当該個人の個人情報であり、本公開(任意)申出にある資料の存否を明らかにすることは、条例で定める非公開情報のうち、第6条第2号個人情報を明らかにすることとなるため存否応答拒否	子ども家庭支援センター	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
52	R1.12.13	1、秋津駅南まちづくり推進協議会開催の会議録等(H29年度～R1年度分) 2、東村山市における赤道等と道路との相互譲与に関する協定書	R1.12.27	部分公開	ア、H29年度No.50報告・復命書「第22回通常総会(報告)【秋津駅南まちづくり推進協議会】」 イ、H29年度No.139報告・復命書「第12回テーマ座談会【秋津駅南まちづくり推進協議会】(報告)」 ウ、H30年度No.33報告・復命書「第1回事務局会議【秋津駅南まちづくり推進協議会】(報告)」 エ、H30年度No.47報告・復命書「第23回通常総会(報告)【秋津駅南まちづくり推進協議会】」 オ、秋津駅南まちづくり推進協議会第2回事務局会議(H30年度) カ、H30年度No.170報告・復命書「秋津駅南まちづくり推進協議会 第13回テーマ座談会(報告)」 キ、秋津駅南まちづくり推進協議会第3回事務局会議(H30年度) ク、秋津駅南まちづくり推進協議会第1回事務局会議(H31年度) ケ、R1年度No.43報告・復命書「第24回通常総会(報告)【秋津駅南まちづくり推進協議会】」 コ、秋津駅南まちづくり推進協議会第2回事務局会議(R1年度)	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サの文書について 「氏名(公務員、団体の代表者、一般に配付されている資料に公開されている者を除く)」 ア、エ、ケの文書について 「個人の印影」 ア、イ、エ、カ、ケ、サの文書について 「写真に含まれる個人が特定できる箇所」 ↑ 請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により請求者以外の個人を特定することができる又は請求者以外の個人を特定することはできないが、公開することによりなお、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	まちづくり推進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					サ、R1年度No.113報告・復命書「秋津駅南まちづくり推進協議会 第1回勉強会(報告)」	ア、エ、ケの文書について 「団体代表者の印影」は、団体の内部管理情報であり、公開すると印影の偽造等団体運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号団体等の情報に該当し非公開		
			R1.12.18	公開	東村山市における赤道等と道路との相互譲与に関する協定書		道路河川課	
53	R1.12.13	地場野菜納入会議(H30.5.9、11.19、H31.3.26開催及びそれ以降に開催があればその分)の内容が分かる資料、議事録	R1.12.27	部分公開	学校給食地場野菜納入会議の議事録及び資料(H30年度第1回～第3回、H31年度第1回分)	「地場農家関係者の住所及び電話番号(市と契約を交わしているかたの住所及び一般に住所、電話番号を公表しているかたの分を除く)」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開	学務課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
54	R1.12.16	附属街路2号線についての東京都と市がやりとりした書類	R1.12.23	公開	ア、H26.7.2付建道建関第204号「西武新宿線、国分寺線及び西武園線(東村山駅付近)連続立体交差事業に伴う関連側道の取扱いについて(照会)」 イ、H26.7.14付東ま市収第30号の2「西武新宿線、国分寺線及び西武園線(東村山駅付近)連続立体交差事業に伴う関連側道の取扱いについて(回答)」		まちづくり推進課	
55	R1.12.19	令和元年度市立小・中学校児童生徒尿検査委託に係る以下の書類 1、業者募集に関する書類 2、業者からの応募に関する書類 3、業者選定に関する書類一式 4、実施計画表1次、2次、3次予定表を含む 5、過去10年の業者名	R1.12.26	部分公開	腎臓(尿)検査業務委託に係る以下の文書 ア、委託単価契約書(令和元年度) イ、見積経過調書(令和元年度) ウ、過去10年の腎臓(尿)検査業務委託業者名一覧	アの文書について「法人代表者の印影」 イの文書について「落札した業者以外の見積額内訳」 ↑ 法人の内部管理情報であり、公開すると印影の偽造、不正使用等により事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 イの文書について「予定価格、入札書比較金額」は、将来の同種の事業において予定価格が推測され、落札価格が高止まり、公正若しくは円滑な契約執行に支障が生じるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開	学務課	※任意的申出